

福ト協発第 16 号
令和 3 年 5 月 31 日

会 員 各 位

公益社団法人 福島県トラック協会
会 長 右 近 八 郎



全ト協優秀運転者顕章候補者の推薦について

全日本トラック協会では、本年度も昨年通り標記の顕章を実施いたしますので、別添の様式により、金・銀十字章毎にまとめ、下記によりご推薦くださいますようお願い申し上げます。

なお、本件の推薦については、全ト協優秀運転者顕章規程抜すいをご覧ください。規程を確認の上ご推薦ください。

また、ご推薦いただいた候補者の情報（個人情報）については、優秀運転者顕章表彰、福島運輸支局長表彰以外には使用いたしませんことを申し添えます。

記

1. 推薦の期日

令和 3 年 7 月 21 日(水)までに当協会へ提出する。(遅延分は翌年へ持越し)

2. 提出する書類

(1) 履歴書（運送事業勤務歴、表彰歴を詳しく記入し、他は簡潔に）

(2) 推 薦 書（別添証明書つきのもの。用紙不足の場合はコピーしてください。）

※ 履歴書・推薦書の様式は当協会ホームページに掲載しておりますのでご活用ください。

3. その他

(1) 昨年度までの受章者は除いてください。(同一種類の重複受章はできません。)

(2) 書類提出部数は 1 部

(3) 受章資格年数は 5 月末日を基準に逆算してください。

(4) 事業主でも現に運転業務に従事していれば、該当いたします。

以上

全ト協優秀運転者顕章規程抜すい

第 1 条 この規程は人命を尊重し、安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故の誇りを持たせ他の模範とするとともに、交通道德の高揚と安全意識の向上を図り、社会的に寄与することを目的とする。

第 4 条 この顕章を贈る基準は現在運転者であって、運転者であった期間を通算して次の各号に定める期間無事故であり、かつ無違反であった者とする

(1) 金十字章 無事故無違反 満 20 年以上

(その間トラック運送事業の運転者として 15 年以上)

(2) 銀十字章 無事故無違反 満 10 年以上

(同上 7 年以上であること)

2 前項に該当しないものとは次の各項の者である。

(1) 人身事故を起こした者

(2) 物損事故で損害一万円以上の事故を起こした者

(3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者

第 9 条 受章者が受章後事故を起こしたときは顕章を取消すものとする。

2 前項の場合の事故基準は第 4 条の第 2 項による。

3 第 4 条の基準に適合しない無資格者が章を受けたときは受章にさかのぼって効力を失う。

第 10 条 現に章を受けている者は再び同種の章を受けられない。

※ 履歴書・推薦書の様式は当協会ホームページに掲載しておりますのでご利用ください。